

令和2年3月27日

第 3 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和2年3月27日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 11 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 12 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 13 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 14 号 農地法第5条の規定による許可の取消願いについて
- 議案第 15 号 非農地通知申請について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	4 番 倉本 寛	5 番 水場 守信
6 番 向井 幸弘	7 番 林 武彦	8 番 亀山 博司	9 番 今井 満
10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀	12 番 本末 満	13 番 灰原 松二
15 番 秋光 貴志	16 番 土井 光弘	18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次

欠席委員

3 番 池田 勝憲 14 番 大道 正孝

事務局

住谷事務局長 大番事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和2年第2回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、9番 今井委員、10番 上田委員を指名します。
なお、本日の欠席通知は、3番 池田委員、14番 大道委員から出ています。
皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書を送付しています。
また、本日配布した資料は、追加議案「呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦について」、資料1「令和2年度農業委員現地調査予定表」、資料2「令和2年度農業委員会事務局人事異動」及び「JA広島ゆたか」第151号です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字シメノ松〇〇〇番〇ほか4筆、地目は田又は畑、面積は合計で1,251㎡の農用地区域又は第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、水稻及び野菜を作付けするものです。経営面積は、22アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：18番 石田です。申請地は、すべてきれいに管理されており、これからも耕作を続けていくと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、押込3丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は174㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で労力不足により耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、48アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：18番 石田です。申請地は、きれいに耕作されており、譲受人も農業に前向きな方で、これからも耕作を続けていくと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、安浦町大字内海字星垣内〇〇〇〇番、外3筆、地目は田、面積は合計で4,087㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で、遠方に居住しており耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで94アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上田委員：10番 上田です。申請地は、きれいに耕作されており問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、安浦町大字安登字西小島〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は38㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲

受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで35アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。申請地は、面積は小さいですが、きれいに耕作されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番、6番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、下蒲刈町下島字野迫〇〇〇〇番、地目は畑、面積は390㎡の第2種農地です。6番の申請地は、下蒲刈町下島字田之尻〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,092㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢又は遠方に居住し耕作困難なため、所有権を移転又は使用貸借による権利を設定するものです。また譲受人は、申請地を購入又は借り受け、新規就農するものです。営農計画につきましては、柑橘を作付けする予定です。経営面積につきましては、申請地を合わせると1,482㎡ありますので、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長迫委員：11番 長迫です。譲受人は、定年退職後に、新規に農業を始めるということで、意欲もあり問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、5番と6番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、5番と6番は、許可と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、蒲刈町大浦字竹之内〇〇〇〇番〇、外3筆、地目は畑、面積は合わせて5,762㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、

遠方に居住しており一部農地が耕作困難な状況になってきたため、使用貸借による権利を設定するもので、譲受人は、申請地を借り受け、再度就農するものです。営農計画につきましては、柑橘を作付けする予定です。経営面積につきましては、申請地だけで5,762㎡ありますので、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。申請地は、きれいに耕作されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、苗代町字下條〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計で1,144㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するものです。規模等は、駐車場23区画を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：18番 石田です。申請地は、30年以上前から駐車場として利用されており、始末書添付の申請で、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。5番につきましては、1番 生田委員が当事者となりますので、議事参与の制限を定

めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、生田委員の退席をお願いします。

1番 生田委員 退席

議 長：1番から6番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番から6番の申請地は、苗代町字亀石〇〇〇〇番〇ほか11筆、地目は田、面積は合計で4,983㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル1,512枚、発電容量299.7kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、中国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力受給契約」が成立する予定です。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。なお、本件については、広島県農業会議の意見聴取で『許可されることに異議ない旨の回答』を得た上で、許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：18番 石田です。申請地は耕作放棄されている一団の土地で、排水は既存の水路を利用し、2筆の除外地がありますが、境界をはっきりさせて、トラブルのないように事業を行うということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番から6番は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番から6番は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得たときに許可すると決定します。

1番 生田委員 着席

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、川尻町久筋2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は316㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、使用貸借による権利

を設定するものです。規模等は、住宅1棟、庭敷及び駐車場3区画分を整備する計画です。
関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。父親の土地を娘が借りて家を建てるということで、排水もきちんとしており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事務局：8番の申請地は、下蒲刈町下島字塩浜新開〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,973㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、賃借権を設定するものです。規模等につきましては、発電容量49.5kw、太陽光パネル262枚を設置する計画です。関係法令については、電気事業者による「改正再エネ特措法」に基づく、再生エネルギー発電事業計画の認定済みです。また、中国電力との電力供給契約についても、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「特定契約」及び「電力供給契約」が成立済みです。その他の関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長迫委員：11番 長迫です。譲渡人は遠方で耕作できないため、譲受人が太陽光発電をするということでやむをえないとお願いします。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第14号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を議題とし

ます。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番について説明します。令和2年2月26日付けで、農地法第5条の規定による許可処分取消願が提出されましたので、審議を求めるものです。これは、令和2年1月の農業委員会総会において審議され、令和2年1月31日付け農農委指令第89号で許可した案件ですが、その後、分筆後の地番の面積が大きくなるため、再度分筆登記する旨の申出があり、双方協議の上、分筆完了後に再度申請するため、許可の取消願が提出されたものです。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は議案のとおり承認と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は議案のとおり承認と決定します。

議長：つぎに、議案第15号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、寺山町〇〇〇番〇、地目は畑、現況は竹林、面積は208㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和60年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、竹林として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：18番 石田です。申請地は、大きな竹が林立しており、完全に山林になっていました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、証明と決定します。

議長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、音戸町先奥3丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は17㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成7年5月に隣接地を併用し、居宅兼店舗を新築したことによりかい廃したとして、建物登記の全部事項証明書を添付のうえ、宅地として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。申請地は、平成7年から宅地として利用されており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、蒲刈町向字小市〇〇〇番〇、外2筆、地目は畑、現況は山林、面積は合わせて1,652㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成6年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。申請地は、山林になっており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：続きまして協議事項に入ります。1番「呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦について」事務局の説明をお願いします。

事務局：説明を行う。

議 長：それでは、呉市地方卸売市場運営協議会委員の推薦について、ご質疑・ご意見ございませんか。

横段委員：呉市地方卸売市場運営協議会委員には、生田委員を推薦します。

議 長：ただいま、生田委員の推薦がありました。そのように決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：ご異議なしと認め、生田委員に決定いたします。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の11ページから15ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、11ページの農地法第4条の規定による届出が1件、12ページから15ページの農地法第5条の規定による届出が11件、計12件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：令和2年度農業委員現地調査予定表（資料1）

令和2年度農業委員会事務局人事異動（資料2）について説明を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

石 田 委 員：私の方から2点報告します。

1点目は、今月の現地調査で、山林での非農地証明申請がありましたが、現地に行ってみると、住宅地の横の細長い小さな土地で、現況も山林とはいえない状況でした。

事務局とともに悩みましたが、非農地申請を却下し、今月の議案に上げず、5条転用の方が法律にのっとった扱いであると判断し、そのように指導しました。

非農地証明申請で委員の皆様も判断に悩むことがあると思いますが、法務局の写真付の「地目認定の本」を事務局に渡していますので、参考にしてください。

2点目は、我々農業委員は法律に基づいて、適正に執行することが求められています。

農地法の申請において、当事者以外の者が代理を受けて行う場合は、行政書士に限られています。現実には不動産業者や、太陽光発電の工業者等が委任を受けている場合が見受けられます。彼らは転用後の事業者ですので、農地法の趣旨が申請人に伝わらずにトラブルも想定されます。今月の議案にあった太陽光発電においては、行政書士が代理人であったため、現地で転用に当たっての注意事項を伝え、適正な処理ができたと感じております。コンプライアンスが求められていますので、現地調査において、当事者、行政書士以外の者が申請行為に加わっていることがあれば、行政書士法違反になる場合があると、委員の皆様も指導していただければと思います。

議 長：ありがとうございました。委員の皆様にとっても、業務の参考になったと思います。今後ともよろしくお願いします。ほかに、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、3月末日をもって大番事務局次長が定年退職されます。一言あいさつをお願いします。

大 番 次 長：あいさつ

議 長：ありがとうございました。健康に気をつけて、ますますのご活躍を祈念します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和2年第4回総会は、令和2年4月28日 火曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和2年第3回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時45分)